

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 4 号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則（昭和53年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(開発行為の許可申請書に添付する図面)</p> <p>第 4 条 省令第 2 条の位置図及び区域図は、次のとおりとする。</p> <p>。(1)・(2) [略]</p> <p>(開発行為に関する計画書)</p> <p>第 5 条 省令第 2 条の計画書には、次に掲げる事項を記載し、又は書類を添付しなければならない。ただし、開発行為の目的及び態様等に応じて知事は、必要と認める事項を追加させ、又は省略させるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 法面の断面図並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量</p> <p>(7)～(18) [略]</p>	<p>(開発行為の許可申請書に添付する図面)</p> <p>第 4 条 省令第 4 条の位置図及び区域図は、次のとおりとする。</p> <p>。(1)・(2) [略]</p> <p>(開発行為に関する計画書)</p> <p>第 5 条 省令第 4 条の計画書には、次に掲げる事項を記載し、又は書類を添付しなければならない。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて、知事は、必要と認める事項を追加させ、又は省略させるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 法^{のり}面の断面図並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量</p> <p>(7)～(18) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成25年 4月 1 日から施行する。